

ご遺族の方へ

このたびは大切な方のご不幸、謹んでおくり申しあげます。

ご遺族の方におかれましては、相続のほか年金や保険など、お亡くなりになった方に対するさまざまなお手続きが必要となります。

このたび、各手続きに必要なものなどをまとめたパンフレットを作成しましたので、ご活用ください。また、練馬区役所本庁舎2階に「おくりコーナー」を設け、各種手続きのお手伝いやご案内をしています。どうぞ、ご利用ください。

このハンドブックが、少しでもお役に立てることを願っております。

おくりコーナーのご案内

練馬区では、ご家族等が亡くなられた際のおくりに関する多岐にわたるお手続きについて、ご遺族の負担を減らすことができるよう、一括して案内・受付を行う専用窓口「おくりコーナー」を設置しています。ご利用には、事前に電話予約が必要です。

おくりコーナーでできること

●必要な手続きをまとめて受付できます。

区役所での主な手続きについては、窓口を移動することなく、1ヶ所で完了することができます。※一部、担当課でしかできない手続きもあります。

●書類の記入が省略できます。

事前予約することで、亡くなられた方の住所・氏名など基本的な情報をあらかじめ申請書に印字するため、書類の記載を省略できます。



●安心してご相談いただけるようプライバシーに配慮し、個室仕様の「専用ブース」を設けています。

予約方法について

以下の方法で予約してください。

●電話予約

おくりコーナー専用ダイヤル：**03-5984-1198**

お電話をいただく際は、「おくりコーナーの件」とお伝えください。

受付時間：午前8時30分～午後5時まで（土・日・祝休日・年末年始を除く）

手続き対応時間枠（予約できる日時）

(1) 9時から (2) 10時30分から (3) 13時30分から (4) 16時から

※一組30分から60分程度かかります。

※死亡の届出をされてから、戸籍や住民票に反映されるまでおおむね10日程度いただきます。

※予約日は、住民票等の反映を確認後、土日祝休日を除いた3開庁日後から可能となります。

※コーナーをご利用せずに、直接各担当窓口でお手続きしていただくことも可能です。

練馬区おくりコーナー

場 所：練馬区役所本庁舎2階 区民部戸籍住民課

受付時間：午前8時30分から午後5時まで

（土・日・祝休日・年末年始を除く）